

## 海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書

今、国の事業として進められている海洋環境整備事業は、海上の浮遊ゴミや油の回収により船舶の航行の安全を守り、海洋の豊かな自然環境を維持し、住民の生活や安全に欠かせない重要な国の役割です。瀬戸内海においても船舶事故などによる油流出事故が相次いでおり、油防除体制の強化や海面浮遊ゴミ・油回収船の体制の充実が求められています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、海洋環境整備事業に従事する国の船舶が震災の翌日から災害支援物資を積み込み、海上から各被災地の港に運び入れました。

また、4隻が約1か月間にわたり海上浮遊物の回収作業にあたり、港湾機能の復旧に大きな役割を果たしました。このような東日本大震災の教訓をもとに、2013年6月には「港湾法」が改正され、非常災害時における港湾機能の早期維持・復旧の国の役割が改めて定められています。

今年1月には三大湾（東京湾・伊勢湾・大阪湾）がその国の役割としての対象に指定されたところであり、今後、南海トラフ巨大地震などの防災対応が急がれるもとの、三大湾以外の瀬戸内海や関門航路においても、非常災害時に国の責任と役割として、早急に指定されることが重要です。

瀬戸内海は閉鎖された海域で貴重な漁業資源の宝庫でもあり、大小多数の島々が存在する美しい自然環境を有しています。古来より人の営みの基礎として海上交通の発展してきた地域でもあり、現在も数多くの船舶が航行しています。こうした自然や物流の機能を次世代に継承していくためにも、海洋環境整備事業の充実とそれを担う直轄・直営船舶の運航体制の拡充が必要です。

つきましては、下記の内容について実現していただくよう強く要望いたします。

### 記

- 1 海洋の環境と船舶航行の安全を守る海洋環境整備事業を国の役割として充実すること。
- 2 非常災害時に国民生活を守るため、緊急支援物資の輸送や港湾機能の維持・早期復旧を行う国の防災体制を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月11日

内閣総理大臣  
総務大臣  
環境大臣  
国土交通大臣

} 様

兵庫県播磨町議会